

議案第21号

小松市立小学校及び中学校設置条例等 の一部を改正する条例について

小松市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正 する条例

(小松市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第1条 小松市立小学校及び中学校設置条例(昭和40年小松市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市立小学校等設置条例

第1条及び第2条第1項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表第1 小松市立松東みどり学園(小学部)の項を削る。

別表第2 中小松市立松東中学校の項を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

義務教育学校の部

名称	位置
小松市立松東みどり学園	小松市江指町丙30番地

(小松市立小学校、中学校及び高等学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 小松市立小学校、中学校及び高等学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年小松市条例第27号)の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例

第1条中「小松市立小学校，中学校及び高等学校」を「小学校，中学校，
義務教育学校及び高等学校」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改
正）

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭
和42年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）小松市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例（平成14年小松市条例第27号）の適用を受ける者

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

小松市立小学校及び中学校設置条例（昭和40年小松市条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
<u>小松市立小学校及び中学校設置条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、<u>小学校及び中学校</u>の設置について必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 本市に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める<u>小学校及び中学校</u>(以下「学校」という。)を設置する。 2 学校の名称及び位置は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。 別表第1（第2条関係） 小学校の部 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>小松市立芦城小学校</td><td>小松市西町25番地</td></tr> <tr> <td>小松市立稚松小学校</td><td>小松市殿町二丁目7番地</td></tr> <tr> <td>小松市立安宅小学校</td><td>小松市安宅町安宅林5番地</td></tr> <tr> <td>小松市立犬丸小学校</td><td>小松市犬丸町甲61番地</td></tr> <tr> <td>小松市立荒屋小学校</td><td>小松市荒屋町ほ1番地</td></tr> <tr> <td>小松市立第一小学校</td><td>小松市白江町ハ73番地1</td></tr> <tr> <td>小松市立苗代小学校</td><td>小松市北浅井町ヌ16番地1</td></tr> </table>	名 称	位 置	小松市立芦城小学校	小松市西町25番地	小松市立稚松小学校	小松市殿町二丁目7番地	小松市立安宅小学校	小松市安宅町安宅林5番地	小松市立犬丸小学校	小松市犬丸町甲61番地	小松市立荒屋小学校	小松市荒屋町ほ1番地	小松市立第一小学校	小松市白江町ハ73番地1	小松市立苗代小学校	小松市北浅井町ヌ16番地1	<u>小松市立小学校等設置条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の設置について必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 本市に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>(以下「学校」という。)を設置する。 2 学校の名称及び位置は、<u>別表第1から別表第3まで</u>のとおりとする。 別表第1（第2条関係） 小学校の部 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>小松市立芦城小学校</td><td>小松市西町25番地</td></tr> <tr> <td>小松市立稚松小学校</td><td>小松市殿町二丁目7番地</td></tr> <tr> <td>小松市立安宅小学校</td><td>小松市安宅町安宅林5番地</td></tr> <tr> <td>小松市立犬丸小学校</td><td>小松市犬丸町甲61番地</td></tr> <tr> <td>小松市立荒屋小学校</td><td>小松市荒屋町ほ1番地</td></tr> <tr> <td>小松市立第一小学校</td><td>小松市白江町ハ73番地1</td></tr> <tr> <td>小松市立苗代小学校</td><td>小松市立北浅井町ヌ16番地1</td></tr> </table>	名 称	位 置	小松市立芦城小学校	小松市西町25番地	小松市立稚松小学校	小松市殿町二丁目7番地	小松市立安宅小学校	小松市安宅町安宅林5番地	小松市立犬丸小学校	小松市犬丸町甲61番地	小松市立荒屋小学校	小松市荒屋町ほ1番地	小松市立第一小学校	小松市白江町ハ73番地1	小松市立苗代小学校	小松市立北浅井町ヌ16番地1
名 称	位 置																																
小松市立芦城小学校	小松市西町25番地																																
小松市立稚松小学校	小松市殿町二丁目7番地																																
小松市立安宅小学校	小松市安宅町安宅林5番地																																
小松市立犬丸小学校	小松市犬丸町甲61番地																																
小松市立荒屋小学校	小松市荒屋町ほ1番地																																
小松市立第一小学校	小松市白江町ハ73番地1																																
小松市立苗代小学校	小松市北浅井町ヌ16番地1																																
名 称	位 置																																
小松市立芦城小学校	小松市西町25番地																																
小松市立稚松小学校	小松市殿町二丁目7番地																																
小松市立安宅小学校	小松市安宅町安宅林5番地																																
小松市立犬丸小学校	小松市犬丸町甲61番地																																
小松市立荒屋小学校	小松市荒屋町ほ1番地																																
小松市立第一小学校	小松市白江町ハ73番地1																																
小松市立苗代小学校	小松市立北浅井町ヌ16番地1																																

小松市立蓮代寺小学校	小松市蓮代寺町ハ丙16番地
小松市立向本折小学校	小松市向本折町寅188番地
小松市立今江小学校	小松市今江町六丁目167番地
小松市立串小学校	小松市串町乙1番地1
小松市立日末小学校	小松市日末町ニ52番地
小松市立符津小学校	小松市符津町ハ100番地
小松市立栗津小学校	小松市井口町チ24番地1
小松市立木場小学校	小松市木場町わ1番地
小松市立矢田野小学校	小松市下栗津町ク101番地1
小松市立月津小学校	小松市月津町ユ113番地
小松市立那谷小学校	小松市那谷町ユ54番地1
小松市立国府小学校	小松市河田町丁40番地1
小松市立中海小学校	小松市中海町山林ニ8番地1
小松市立東陵小学校	小松市西軽海町一丁目41番地
小松市立能美小学校	小松市能美町ソ51番地
小松市立松東みどり学園 (小学部)	小松市波佐谷町子27番地

小松市立蓮代寺小学校	小松市蓮代寺町ハ丙16番地
小松市立向本折小学校	小松市向本折町寅188番地
小松市立今江小学校	小松市今江町六丁目167番地
小松市立串小学校	小松市串町乙1番地1
小松市立日末小学校	小松市日末町ニ52番地
小松市立符津小学校	小松市符津町ハ100番地
小松市立栗津小学校	小松市井口町チ24番地1
小松市立木場小学校	小松市木場町わ1番地
小松市立矢田野小学校	小松市下栗津町ク101番地1
小松市立月津小学校	小松市月津町ユ113番地
小松市立那谷小学校	小松市那谷町ユ54番地1
小松市立国府小学校	小松市河田町丁40番地1
小松市立中海小学校	小松市中海町山林ニ8番地1
小松市立東陵小学校	小松市西軽海町一丁目41番地
小松市立能美小学校	小松市能美町ソ51番地

別表第 2（第 2 条関係）

中学校の部

小松市立芦城中学校	小松市芦田町二丁目69番地
小松市立丸内中学校	小松市小寺町甲27番地
小松市立松陽中学校	小松市大領町イ103番地
小松市立御幸中学校	小松市村松町50番地
小松市立南部中学校	小松市島町又43番地
小松市立中海中学校	小松市軽海町貳号 4 番地 1
<u>小松市立松東中学校</u>	<u>小松市江指町丙30番地</u>
小松市立国府中学校	小松市小野町己152番地 2
小松市立安宅中学校	小松市安宅町安宅林 4 番地112
小松市立板津中学校	小松市松梨町丙 8 番地 1

別表第 2（第 2 条関係）

中学校の部

小松市立芦城中学校	小松市芦田町二丁目69番地
小松市立丸内中学校	小松市小寺町甲27番地
小松市立松陽中学校	小松市大領町イ103番地
小松市立御幸中学校	小松市村松町50番地
小松市立南部中学校	小松市島町又43番地
小松市立中海中学校	小松市軽海町貳号 4 番地 1
小松市立国府中学校	小松市小野町己152番地 2
小松市立安宅中学校	小松市安宅町安宅林 4 番地112
小松市立板津中学校	小松市松梨町丙 8 番地 1

別表第 3（第 2 条関係）

義務教育学校の部

名 称	位 置
<u>小松市立松東みどり学園</u>	<u>小松市江指町丙30番地</u>

小松市立小学校，中学校及び高等学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年小松市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>小松市立小学校，中学校及び高等学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は，公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき，<u>小松市立小学校，中学校及び高等学校の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師</u>(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲，金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>小松市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は，公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき，<u>小松市立小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師</u>(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲，金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松市条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員） 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員，委員会の非常勤の委員，非常勤の監査委員，審査会，審議会，調査会等の委員その他の構成員，非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外のものをいう。 （1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者 （2）<u>小松市立小学校，中学校及び高等学校</u>の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年小松市条例第27号）の適用を受ける者	（職員） 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員，委員会の非常勤の委員，非常勤の監査委員，審査会，審議会，調査会等の委員その他の構成員，非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外のものをいう。 （1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者 （2）<u>小松市立学校</u>の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年小松市条例第27号）の適用を受ける者

議案第22号

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例について

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例を次のように制定する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の区域内で行われる放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の8の2第1項の設備及び運営の基準は、別に規則で定めるものを除き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(事業の実施)

第3条 本市は、法第34条の8第1項の規定により、次の施設において放課後児童健全育成事業を行う。

(1) 本市の小学校及び義務教育学校（小松市立小学校等設置条例（令和2年 小松市条例第 号）に規定する小学校及び義務教育学校をいう。）

(2) 次条の子育てセンター

(3) その他市長が認める施設

(子育てセンターの設置等)

第4条 本市は、次の事業を実施するため、別表のとおり子育てセンター（以下「子育てセンター」という。）を設置する。

(1) 放課後児童健全育成事業その他の子育てに関する事業

(2) 子育てセンターの施設及び設備の維持管理に関する事業

(3) その他子育てセンターの管理上必要があると市長が認める事業

(子育てセンターの開所時間及び休所日)

第5条 子育てセンターの開所時間及び休所日は規則で定める。

(子育てセンターの指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）に子育てセンターの管理を行わせることができる。

（子育てセンターの指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者が行う業務は、第4条第2項各号の業務とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（小松市子育てを支援する施設に関する条例及び小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

2 小松市子育てを支援する施設に関する条例（平成13年小松市条例第39号）及び小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例35号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

設置する施設	
名称	所在地
小松市立荒屋子育てセンター	小松市荒屋町丁42番地2
小松市立犬丸子育てセンター	小松市蛭川町西15番地1
小松市立向本折子育てセンター	小松市向本折町カ78番地
小松市立中海子育てセンター	小松市中海町山林ニ8番地1
小松市立安宅子育てセンター	小松市安宅町ヨ132番地
小松市立日末子育てセンター	小松市日末町ニ52番地
小松市立矢田野子育てセンター	小松市上荒屋町ナ1番地2
小松市立月津子育てセンター	小松市月津町ユ113番地
小松市立第一子育てセンター	小松市糸町4番地18

小松市立木場子育てセンター	小松市木場町ハ36番地 1
小松市立蓮代寺子育てセンター	小松市蓮代寺町ハ丙16番地
小松市立符津子育てセンター	小松市符津町ハ100番地

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例について（参考資料）

条例の制定に合わせ、条例施行規則も制定するが、規則で定める「（仮称）松東児童クラブ」の名称が未定であるため、名称決定後、令和3年4月1日の条例施行日までに制定するものとする。

以下は施行規則の案である。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小松市放課後児童健全育成事業に関する条例（令和2年小松市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第2条 省令第6条第1項に規定する具体的計画に規定すべき項目は次のとおりとする。

- (1) 職員連絡網の整備
- (2) 関係先連絡網の整備
- (3) 避難場所の確認
- (4) 職員の役割分担の設定
- (5) 訓練実施計画

2 事業者は、前項第5号の訓練実施計画については、事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）ごとに具体的な実施計画を策定し、毎月1回以上訓練を実施することとする。

（支援の単位）

第3条 省令第10条第2項の支援の単位である放課後児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（子育てセンターの開所時間及び休所日）

第4条 条例第5条で規定する規則で定める開所時間は、原則として午前9時から午後6時までとし、地域の実情に応じ、市長が定めるものとする。ただし、省令

第18条第1項に規定する時間を下回ることとはできないものとする。

2 条例第5条で規定する規則で定める休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

3 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて臨時に休所することができる。ただし、省令第18条第2項に規定する日数を下回ることとはできないものとする。

(子育てセンターの指定管理者による管理)

第5条 条例第6条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第10条に規定する指定管理者は、第4条第1項の規定により子育てセンターの開所時間を定める場合には、市長に協議しなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和5年3月31日までの間、省令第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(小松市子育てを支援する施設に関する条例施行規則及び小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

3 小松市子育てを支援する施設に関する条例施行規則（平成20年小松市規則第42号）及び小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年小松市規則33号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

名称	位置
芦城児童クラブ 1	小松市西町25番地
芦城児童クラブ 2	小松市西町25番地
稚松児童クラブ 1	小松市殿町 2 番地 7
稚松児童クラブ 2	小松市殿町 2 番地 7
安宅・牧児童クラブ	小松市下牧町二34番地
安宅児童クラブ	小松市安宅町ヨ132番地
犬丸児童クラブ	小松市蛭川町西15番地 1
荒屋児童クラブ	小松市荒屋町丁42番地 2
第一児童クラブ 1	小松市白江町ハ73番地 1
第一児童クラブ 2	小松市白江町ハ73番地 1
第一児童クラブ 3	小松市糸町 4 番地18
苗代児童クラブ 1	小松市北浅井町ヘ29番地
苗代児童クラブ 2	小松市北浅井町ヘ29番地
苗代児童クラブ 3	小松市北浅井町ヘ29番地
苗代児童クラブ 4	小松市北浅井町ヘ29番地
蓮代寺児童クラブ	小松市蓮代寺町ハ丙16番地
向本折児童クラブ	小松市向本折町カ67番地 1
今江児童クラブ	小松市今江町 6 丁目167番地
串児童クラブ 1	小松市串町乙 1 番地 1
串児童クラブ 2	小松市串町乙 1 番地 1
日末児童クラブ	小松市日末町ニ52番地
符津児童クラブ（蓑輪教室）	小松市島町カ20番地
符津児童クラブ（符津教室）	小松市符津町ハ100番地
栗津児童クラブ	小松市井口町チ24番地
木場児童クラブ	小松市木場町ハ36番地 1
矢田野児童クラブ	小松市上荒屋町ナ 1 番地 2
月津児童クラブ	小松市月津町コ113番地
那谷児童クラブ	小松市那谷町コ54番地 1

国府児童クラブ 1	小松市小野町庚 8 番地 1
国府児童クラブ 2	小松市小野町庚 8 番地 1
中海児童クラブ	小松市中海町山林ニ 8 番地 1
松東児童クラブ	小松市江指町丙30番地
東陵児童クラブ	小松市西軽海町 1 丁目41番地
能美児童クラブ 1	小松市能美町ソ51番地
能美児童クラブ 2	小松市能美町ソ51番地

令和 2 年度小松市社会教育賞について

令和 2 年度小松市社会教育賞被表彰候補者の推薦について，議決を求める。

記

[REDACTED]

1. 選考委員会 : 令和 2 年 1 1 月 9 日 (月) 午後 3 時～
2. 表 彰 式 : 令和 3 年 2 月 1 3 日 (土)
3. 表彰式会場 : 小松市民センター 小ホール

令和2年度 小松市社会教育賞被表彰候補者（一覧）

住所・氏名・生年月日／結成月日・ (推薦団体)	功 績
[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]

1. 選考委員会 : 令和2年11月9日(月) 午後3時～
2. 表彰式 : 令和3年2月13日(土)
3. 表彰式会場 : 小松市民センター 小ホール

令和2年度 小松市スマイルハート賞被表彰候補者（一覧）

団体名	功 績

団体名	功績

令和3年小松市成人式について

1. 日 時 令和3年1月10日（日）
第1部 10:00～（開場 9:00） 第2部 14:00～（開場 13:00）
※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、2部制で開催。
対象者の振り分けは、中学校区単位とする。
2. 場 所 義経アリーナ（小松市末広体育館）
3. 対 象 平成12年4月2日～平成13年4月1日に生まれた方
4. 出席者 新成人約1,200名、来賓約50名、保護者約1,200名、その他等
第1部： 松陽・御幸・国府・松東・安宅・板津
第2部： 芦城・丸内・南部・中海
5. 日程

時間	内容
9:00～	第1部 開場・受付開始
10:00～	式典 開式 式辞（小松市長）、祝辞、二十歳の誓い（新成人代表） 閉式
10:30～	記念写真撮影（11:30 終了）
11:30～	第2部 会場準備（座席、トイレ等、施設・設備の消毒作業含む）
13:00～	第2部 開場・受付開始
14:00～	式典 開式 式辞（小松市長）、祝辞、二十歳の誓い（新成人代表） 閉式
14:30～	記念写真撮影（15:30 終了）

6. おもな感染防止対策
 - 開催時間の短縮（アトラクションの廃止、来賓祝辞の縮小）
 - 入場前の検温・消毒、マスクの着用、咳エチケットの徹底
 - 座席間隔の確保、対面する場所にアクリル板等を設置
7. 成人式実行委員会
新成人により構成。
出身校区が対象となる部の運営（司会・二十歳の誓い等）を担当。

第22回日本こども歌舞伎まつり in 小松 子供歌舞伎「勸進帳」実施計画について

1. 出演者募集

募集期間：令和2年10月下旬～11月中旬

応募対象：市内に通学、またはこまつ歌舞伎未来塾に在籍する小学4～6年生

2. 選考会

期日：令和2年11月22日（日）

場所：市役所 7階 会議室

3. 上演結団式

出演者、指導者、スタッフ等の関係者が集まり結団式を開催

期日：令和2年12月13日（日）

場所：小松市民センター 小ホール

4. 稽古

○役者

稽古日：毎週土・日曜日

場所：市役所6階和室他

※12月中旬より稽古開始予定

※弁慶・富樫は平日夕方にも稽古を行う

○長唄囃子方

稽古日：毎週土・日曜日

場所：市役所6階和室他

5. 上演

第22回日本こども歌舞伎まつり in 小松

期日：令和3年5月4日（火祝）・5日（水祝）【予定】

会場：こまつ芸術劇場うらら 大ホール

芸術コース「ミューズコンサート」「卒業制作展」について

本校芸術コース（音楽専攻生・美術専攻生）の高校3年間における成果を発表し、更なる研鑽を図るため、下記のとおり卒業演奏会および卒業制作展を開催します。

第28回ミューズコンサート

日 時 令和2年12月19日（土） 17時～19時

会 場 石川県こまつ芸術劇場うらら大ホール

出 演 小松市立高等学校普通科芸術コース音楽専攻生18名

内 容 管楽器・打楽器・声楽の独唱奏、音楽専攻生全員による合唱

第28回卒業制作展

会期・会場 ○令和3年1月25日（月）～29日（金）
小松市役所エントランスホール

○令和3年2月12日（金）～3月2日（火）
小松市立高等学校エントランスホール

出 展 小松市立高等学校普通科芸術コース美術専攻生12名

内 容 油絵4名、日本画4名、デザイン4名の卒業制作を展示